

平成25年度鳥取県環境影響評価審査会（第2回）

- 1 日 時 平成25年9月9日（月）午前10時00分から11時30分まで
- 2 場 所 鳥取県議会棟3階 特別会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 概要

- ・議事に先立ち、資料の確認。事務局から鳥取県環境影響評価条例第45条第2項に定める審査会の定足数である過半数以上の出席（委員数13名中8名）であることを報告。
- ・また、非公開事項のないことを事務局から説明し、委員了解のうえ、公開で進めることを決定してから審議に入った。
- ・最初に事務局から前回の審査会以降の経緯を説明し、補正された評価書に対する知事意見を受けて事業者から再補正された評価書の提出があったことを説明した。次に、事業者から知事意見に対する対応状況及び事業者が設置する可燃物処理施設整備検討委員会の第3次報告書の説明をしていただいた後、再補正評価書の内容について審議を行った。

以下、質疑応答内容

○岡崎会長

ありがとうございました。

それでは、以上の御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見、その他御審議をお願いしたいと思います。

ありましたらお願いします。

○事務局

済みません、では、事務局のほうから事業者の方に少し確認をさせていただきたいのですが、すけれども、先ほど御説明いただきました3次報告の内容でございますが、確認ですが、これについては今パブリックコメントを東部広域さんのほうにされておられるかと思われませんが、これは最終報告ではなくて、まだパブリックコメントを踏まえてまだ改めて最終にしていくというものであるという理解でよろしいでしょうかということと、それから、今回の再補正された評価書の中にはこの3次報告の内容は当然まだ最終ではないので反映されていないという理解でよろしいですか、その2点について教えてください。

○岡崎会長

お願いします。

○事業者

お答えさせていただきます。まず、この3次報告、これはその整備検討委員会として検討した結果を管理者である鳥取市長に提出していただいたということでございます。現在、今月の18日まででございますが、パブリックコメントを行っております。その出された意見について再度検討なりしていきまして、最終的にその3次報告をどうするのかと考えております。必要があれば検討して、そういうパブリックコメントを踏まえたものについて当組合の管理者が最終的に決定していくということになりますので、流れとしてはそう

いう形になります。したがって、まだ決定ということではございませんので、今回出させていただいた再評価書の補正については加味されていないということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、これらによりまして変更があった場合には、再度それについて適切な県との相談をさせていただきながら、適切な措置をとっていきたいと考えております。

○岡崎会長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
お願いします。

○OA委員

3次報告書の内容で、11ページに当たる部分なのですが、最後のほうで3炉から2炉にした場合の環境負荷のお話をされていたかと思えます。この3次報告書の中では、11ページの環境負荷のところでは、理論的には2炉、3炉とも環境負荷は変わらない、排ガスによる環境負荷は両者で不変だと、あるいはその下に、また排ガスの吐出速度等、両者に差はないということが記述されています。一方で、先ほどのお話では3炉よりも2炉のほうが環境負荷は低減されるということをお話しされましたが、どちらのほうをオフィシャルの意見とされるのかというところ、あるいはこの説明内容と記述内容が違うというところをもう少し補足願えたらというところですね。お願いいたします。

○事業者

3炉より2炉のほうが環境負荷が少ないという言い方を私がしたということでございます。済みません。それで、それは前提として270トンが240トンにまず縮減されたということで、ここで環境負荷が少なくなってくると。その縮減された240トンの中でこれを3炉にするのか2炉にするのかということでございまして、その240トンのもとが変わりませんので、済みません、私の説明が悪かったと思えます、これはほとんど大きな差はないであろうということでございまして、ただ、3炉と2炉とした場合、正確に計算をしてみなければいけませんけれども、その辺の最大着地濃度とか、そういうことについては詳細に今後再度検証していきます。

○OA委員

ありがとうございます。規模が変わったことでの環境負荷の違いということが正しいということですね。規模が同じであれば3炉、2炉というところでの環境負荷は、今のところこの資料に書いてあるように同じであろうという想定でというのが公表している意見のとおりということですね。ありがとうございました。

○岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。
はい。

○OB委員

評価書の19-5ページのところで、③番で、評価書内容との比較検証結果、本組合が実施する検証の結果に係る情報公開というところなのですが、情報公開の期間が30日間と区切っているのは、これは何か理由があるのでしょうか。その意見を求める期間が区切られているのは何となくわかるのですが、情報はずっと公開していてもいい

のではないかなと思うのですが。

○事業者

これにつきましては、一応縦覧の形の参考にして30日ということにしております。ホームページにつきましては、一定の期間というのはそういう受け付けということでございまして、ホームページについてはそのまま載せていきたいと思っておりますし、ただ、支所につきましてはいろいろございますので、やはりその辺は邪魔、邪魔と言ったらおかしいですけれども、スペースが少なくなれば、30日間は置いていただきますけれども、その支所の事情によってその辺は担当課が持つとか、そういう形になろうかと思いますが、ホームページには載せていきたいと思っております。

○OB委員

わかりました。

○岡崎会長

ありがとうございました。

お願いします。

○OC委員

全く専門外のことをお尋ねします。ですので、見当違いのところがありましたら、どちらの部署の方からでもいいですから御意見をいただければいいのですけれども、どうも聞いておりますと、処理方式が未決定というところでなかなか住民の理解も得られにくいと、そうなっているようにお見受けするのですけれども、5方式から3方式になったと。その表現として2つの方式は除くことが望ましいと書かれていて、除くことにした理由は述べられていますよね、検討方法は稼働中のもので検討したと、それから、どれくらい採用実績があるとか、そういうことで検討しましたというので、恐らく今稼働中のところを参考にされたと思うのですね。今後3つの方式の中でどれを採用するかということについて慎重に検討していると、ここの表現が非常に抽象的になっているのですね。ですので、なぜ慎重に検討しているか、こうこうこういう点があって考えなければいけないので検討していますというふうな情報があるほうが安心して受けとめやすい、なぜなかなか決定できないかというのが。

もう一つは、慎重に検討しているだけで終わっているのですけれども、予定でもいいですから、いつまでに決定しますとか、そういうことは言っていないのかなと思いました。

それに関連して、今の位置づけですね、きょうの資料の2のところ、もう最終的な確認というところに来ていて、これが通ったら公開縦覧するというふうになっているのですけれども、その流れと方式の決定というのは別建てで動くのか、それとも方式が決まるまではストップしているのかということです。何しろその方式がどれくらいいろんなことに影響するか、環境に影響するかということが専門家ではないのでよくわかりませんので、一般的な受け取り方としたら心配になるなという感覚がちょっとありまして、お尋ねしてみました。以上です。

○岡崎会長

それでは、事業者の方からお願いできますでしょうか。

○事業者

最初の2点につきまして、それではお答えさせていただきます。

なぜ慎重に検討しているのかということでございます。現在、この2方式3種類というのは全国的にも採用されている方式でございます。したがって、どの方式になりましたとしても最新の設備でございますので、大気への影響等につきましてはほぼどの方式でも同じようにクリアできると考えておりますし、全国的にも他市の事例を見ましても、排ガス検査の結果を見ましても、遜色はございません。ただ、このどれにするかというのはメーカーとの絡みもございまして、要するにメーカーの絡みといいますか、この1方式にするということはメーカーが少なくなる可能性もあると、方式によってはですね。ですから、この施設につきましては、うちのほうが発注仕様書というものでこういう施設、こういう施設をつくりなさいということで仕様を決めまして、それによってメーカーが提案型性能発注ということで提案をしてき、それと価格とそういうものを総合的に判断して決定するわけでございますけれども、その1方式に絞るのか、3つで、遜色ないから3つで3方式で提案していただいて、処理方式なりそういうことを決定していくのかということで、その辺を今検討しているということでございますので、どの方式に当たりましてもそれは環境への影響というのは遜色ないと考えております。

それから、いつごろかということでございますが、現在地元の地権者集落の皆様と交渉中でございますので、その地権者集落等の交渉の状況等も勘案しながら、特にプラントメーカーの発注ということになりますと御同意いただける時期というのが非常に慎重になっていくということでございますので、私どもとしてはできる限り早く御理解をいただいて、発注していきたい。といいますのは、皆さん御存じのとおり、東部圏域で一番大きな神谷清掃工場、この稼働期限というのもございまして、鳥取市が平成29年3月までは延長をお願いさせていただいて、現在操業しておるわけですが、当組合としましては、その東郷地区の皆様とお約束している29年3月までに何とかしたいなど。29年4月稼働を目標にして現在計画を進めさせていただいているというところでございます。こういうことで私どものほうはよろしいでしょうか。

○事務局

では、3点目の公告縦覧と方式決定、別建てで進んでいくのかという御質問かと思えます。これはそれも含めて今御意見をいただきながら検討をしているというところでございますので、まだ決定しているわけではもちろんございません。現在東部広域さんのほうからは、そもそも環境影響評価というのは、大きな事業につきまして事前に環境の影響を予測評価していただいて必要な対策をとって、なるべく環境負荷の小さい計画にさせていただくというのが趣旨でございます。この趣旨、この目的は達成できているのかどうかという観点で考える必要があろうかと思ひまして、現状、まだ処理方式の詳細が決まっていないものの、最大の環境負荷を想定した形でこの評価書については作成をさせていただいているという状況でございますので、そのような目的が達成されているかどうかということも含みまして検討して、もしこの状況で確認ということになれば、別建てで進むということもあり得るのかなと思ひますが、この辺につきましては、皆様の御意見など含めましてこれから最終的に県としての、知事としての判断といいますか、それがございますので、それで最終的に決めていきたいと思っております。

○OC委員

ありがとうございました。

○岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○OD委員

処理方式について3つからということで、大気質については一応運用上そういった排出量というのは同じようなレベルであるということは理解できたのですけれども、報告書の14ページなのですけれども、これを見ると、ストーカー方式のほうが残渣の埋立量が多くなるようなイメージがあるのですけれども、今回建設予定地での環境影響においては特に問題ないのかもしれないですが、今度埋め立てる場所というのは、現在神谷でやっているような同じところに埋めるのか、あるいは、その環境評価もしていかなければいけないのではないかなというのもちよっとあるのですけれども、この残渣の扱いはもちろん今後検討すると記載されてあるのですが、そういうことも考えて選ぶ余地はあるのかというところをお聞きしたいのですけれども。

○岡崎会長

お願いします。

○事業者

失礼します。まず、焼却残渣ということで、ものを燃やした場合は灰が出るということでございます。現在の状況でございますが、現在、神谷清掃工場、それから国府の工場、レインボーふくべ、それからながおクリーンステーション、4つの施設がございます。この4つの施設からはいずれも焼却灰が出ております。その焼却灰につきましては、本組合が設置しておりますリファーレンいなば、鳥取県東部環境クリーンセンターに最終処分場もあわせて設置をしております。今全部そちら入ってきておまして、それを埋め立て処分するというところでございますので、今後この新しい施設になりますと、その量は当然減ってくるということもございますし、この灰の処理の仕方ですけれども、ストーカー式というのは、これは焼却灰で出てまいります。ですから、方法としまして、これを埋め立てるという方法もございますし、そちらに書いてありますとおり、セメント原料化で出して再資源化を図る、それから飛灰については山元還元ということで資源化を図っていくという方法がございます。それから、その下のガス化熔融方式という方式になりますと、これにつきましては焼却の灰で出るのではなくて、スラグといいまして、1ミリから2ミリ程度のそういう石のような形で出てまいります。これは現在、路盤材とかそういうもので再利用が図られておると。再利用が図られない場合については、やむなく埋め立てているところもあるかと思えます。それにしましても、埋立量は当然減ってまいります。ですから、現在の最終処分場につきましても、今よりも環境が悪化することはないであろうと考えておるところでございます。

○OD委員

ストーカー方式よりガス化熔融方式のほうが埋め立てる量は少なくなると考えてもいいのでしょうか。

○事業者

ですから、灰自体はそうですが、灰をセメント化しますと出すことになりますので、全

国的にもそういう自治体も、特に山口県なんかはそれでやっております。そうすると埋立量はどんと減るわけでごさいます、その関係で、再資源化が図られなかった場合は、何らかの形でそのスラグも処理をしなければなりませんので、その辺をちょっと詳しいことはわかりませんが、今後のことですので、ただ、どちらにしましても最終処分場周辺の環境影響は低くなると考えておりますし、水処理につきましても現在も適切に水処理やっておりますので、問題ございませんので、どちらになっても問題はないのかなと考えております。

OD委員

ありがとうございました。

○岡崎会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

OB委員

済みません。第3次報告書の9ページなのですけれども、ごみの量、プラスチックごみの量がケース1からケース6までで量が違うのは汚れたものが入っているか入っていないかという差だと思うのですけれども、この汚れたものか汚れていないものかというのは実績のデータに基づいて計算されたのでしょうか、それとも、自分の出したプラスチックごみのイメージはそんなに汚れたものがたくさんあるような気はしないのですけれども、かなりの量の差がある。もし実際には焼却する量が多くなると、この240トンという数字にもかかわってくるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者

よろしいでしょうか。

○岡崎会長

お願いします。

○事業者

これにつきましては、ごみ質調査も当然やっております、プラスチックの割合も収集された可燃ごみの中にどれぐらいあるのかということもありますし、それから、これは専門のコンサルに出しておりますので、全国的な計数を加味しまして、大体これぐらいだろうということで設定しております。ですから、大体の想定量でそんなに大きくこれがぼつとふえることはないと思いますし、先ほども申し上げましたとおり、分別は現行を基本としますので、例えばちょっと弁当のふたなんかマヨネーズがちょっとついたようなもの、こんなのはさっと洗って出していただければきれいなプラスチックとして出していただけるわけですので、その辺を今後しっかり1市4町、啓発のほうは1市4町になりますので、検討していきたいなと考えておるところです。

OB委員

ありがとうございました。

済みません、すごく細かい点で申しわけないのですけれども、評価書の2-15ページにフロー図があると思うのですが、本編の評価書のほうです。いただいた第3次報告書の中の概要の、処理フローの概要の図を見ながら見比べていたのですけれども、やっぱりこ

の下側のガス化溶融方式のフロー例の四角が何かおかしいのではないかなと思いますので、上の図に合わせた図にさせていただいたほうがいいのではないかなと思います、非常に細かい点なのですが。発電設備の四角が大きかったりとか、あと排気のところの矢印がなかったりとか、そういうところはミスプリントというか、ではないかなと思うのですが。

○事業者

よろしいでしょうか。発電設備のこれは、そうですね、特に下のほうは排ガス冷却設備、排ガス処理施設、排気とこれ一つの大きな四角でくくったものですから、それに体裁として合わせたという形で、発電設備のところの大きさが違っているのだらうなということでございます。御意見ありがとうございます。

○OB委員

済みません。報告書のほうでは比較的別々の施設のほうな感じで……。報告書のほうの概要図では別々の施設となっているので、別々の四角の枠がいいのではないかなと思ったのですが、一つの大きな枠でも全然構わないのですが、体裁を合わせていただければと思います。

○岡崎会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。ございませんでしょうか。

そうしましたら、さらなる質問、御意見等もないようですので、本日のところ事業者の方から直接に御説明をいただき、幾つかの疑問点、問題点等について御審議いただいたということでございますが、今後のこの審査会の進め方といいたいまいしょうか、手続としましてどうするかということなのですが、本日欠席されている委員の方も何名かいらっしゃいますので、委員の皆様の御意見等につきまして、事務局のほうから別途改めて照会させていただくと、確認させていただくという形にさせていただければと思います。欠席の委員の方々も含めて別途御意見を確認させていただく。そこで、もし御意見がないということでしたら、審査会としての判断といいたいまいしょうか、結論を会長、私に御一任いただけたらという2段階で考えてみたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございまいしょうか。

ありがとうございました。

それでは、そういう形で手続を進めさせていただきたいと思います。

それでは、全般的に今後の予定等につきまして、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。

今、岡崎会長のほうからお話がありましたとおり、委員の皆様に改めて意見照会をさせていただきたいと思います。これは欠席委員も含めまして御意見をさせていただきたいと思います。

大変申しわけないのですが、余り時間的な余裕がないということで、メールなどで照会をさせていただきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。その御意見を踏まえまして、会長と御相談をさせていただくという流れで進めさせていただきたいと思います。その結果に基づきまして、9月30日まで1カ月間、8月30日に再補正

評価書が提出されましたので、9月30日までに知事意見を再度通知するかどうかということについて、これは県のほうで判断をさせていただきたいというふうに思っております。その辺の判断につきましては、出次第改めて各委員の皆様にも御報告のほうをさせていただきたいと思っております。以上です。

○岡崎会長

ありがとうございました。

それでは、全体を通して何か御意見、御指摘等ありましたらお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

特にないようですので、御質問、御意見等、追加のものがございましたら、事務局のほうに御連絡いただくという形にさせていただければと思います。

以上で本日の審査会、終了ということにさせていただきたいと思っております。どうも御協力ありがとうございました。